

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  行財政構造改革方針に基づく取り組みとして、一般職の職員の給与の削減を行うもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>  平成29年10月1日から平成32年3月31日までの間、行政職給料表5級以下の職員（再任用職員を含む）の給料月額を2.5%削減する。  期末勤勉手当、地域手当、時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当にも反映する。  ただし、事務局職員を除く市民病院職員については適用しない。</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成29年10月1日</p>